

平成23年度
事業計画書

社会福祉法人
横芝光町社会福祉協議会

1、基本方針

近年の福祉情勢は複雑多様化し、単に少子高齢化や核家族化の進行といった課題のみならず、児童虐待や引きこもりなど、人間関係の希薄化が要因と思われる問題が都市部のみならず、地方においても増えつつあります。

社会福祉協議会は地域福祉団体として、このような状況の中、一人ひとりが自立を基本としながらも、地域の「つながり」や、「ともに支え合い、助け合う。」という気持ちを持つことができる地域福祉のネットワーク構築のために、地区社会福祉協議会の活動を支援し、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、学校、ボランティア等と協働して福祉事業を展開していきます。

今年度は、地域の中でご近所同士が集い、楽しみ、その中で日ごろの楽しみや感動を分かちあい、ちょっとした生活の中での困りごとを相談しあう、そんな地域の中のお茶の間のような場「ふれあいサロン」の展開に重点を置き、「誰もが住みなれた町で、安心して普通に暮らせる、福祉のまちづくり」を目指します。

そのためには、行政をはじめ、関係機関、福祉団体等との連携をより一層深め、住民の期待に応えるため、次のとおり重点目標を定め各種事業を積極的に実施してまいります。

2、重点目標

- (1) 経営基盤の強化・充実
- (2) 会員・会費増強の推進
- (3) 地区社会福祉協議会事業の充実強化
- (4) ボランティア活動及び福祉教育の推進
- (5) ふれあいサロンの展開
- (6) 居宅介護支援事業の充実強化

【法人運営事業】

運営基盤の充実

1．役員会等の開催

必要に応じ、理事会、監事会、評議員会、各種委員会を開催する。

2．研修会への参加等

役職員の研修会等への参加により経営基盤並びに組織強化充実を図る。

財政基盤の強化

1．社協会員募集

町内各世帯を一般会員、社会福祉施設、福祉団体などの社会福祉協議会構成員団体等を特別会員、会社、事業所、本会の趣旨に賛同するものを賛助会員として、会費を募り財政基盤の安定強化に努める。

行政・団体等との連携

1．関係機関・団体等との協働体制の推進

社会福祉行政機関や社会福祉施設、福祉サービス事業者、地区社協などの住民組織、ボランティアなどの社会福祉に関する活動を行う団体と協働して地域福祉の推進に当たることができるように連携を深める。

【広報啓発事業】

住民の福祉への理解促進

1．社協広報紙の発行

広報紙「社協よこしばひかり」を年3回発行し、社会福祉協議会に対する認識を深める。

2．ホームページの有効活用

社会福祉協議会の情報等をリアルタイムで搭載し、社会福祉協議会活動に対する理解を深める。

3．福祉のまちづくり標語・作文・ポスター募集

福祉教育の一環として、児童・生徒から標語・作文・ポスターを募集し福祉意識の高揚を図る。

4．福祉のつどいの開催

社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し、感謝の意を表すとともに福祉意識の高揚を図る。

【地域福祉活動の推進】

地区社協活動の推進

地域福祉の中核となる、大総・横芝（7分会を含む）・上堺・日吉・南条・東陽・白浜の各地区社協に対し、情報提供を積極的に行うと共に必要な事務の協力や相談を行い、その活動を支援する。

ボランティアの育成及び同連絡協議会活動支援

- 1．地域ボランティア活動を活発にするため、情報提供を行うとともに、個人や団体が安心して活動できるようボランティア保険へ加入し活動の支援を行う。
- 2．ボランティアルームの充実を図り、ボランティアを必要としている人や福祉施設・団体からの相談、活動に参加したい個人・グループボランティアとの連絡調整を行う体制への支援。
- 3．ボランティアコーディネーターを養成するため、必要な措置を講ずる。

ふれあいサロンの推進

小地域で高齢者等が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げるため、気軽に・無理なく・楽しく集っていただく場として「ふれあいサロン」の展開を推進する。

相談事業

住民の日常生活上のあらゆる悩みを持つ方の相談に積極的に応じて個々の問題解決を図り、または関係機関への連絡斡旋を行うと共に適切な助言と援助指導を行い、住民の福祉の増進を図る。

【一般相談】(心配ごと相談)

開催日 毎月第2・第4火曜日
時 間 午後1時30分～午後4時
場 所 第2火曜日：文化会館、第4火曜日：町民会館

【法律相談】(弁護士相談)

開催日 毎月第1・第3火曜日
時 間 午後1時30分～午後4時 1組30分 1回5組
場 所 第1火曜日：文化会館、第3火曜日：町民会館

福祉教育の実施

児童・生徒を対象に福祉施設見学や福祉体験などを行い、福祉の心・自主的にボランティア活動に取り組む実践力を育むための福祉教育を推進する。

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動

- ・ 町内各世帯及び法人・事業所に赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金を募る。

援護事業

- ・ 歳末たすけあい該当者世帯援護

新たな年を迎える時期に、歳末たすけあい募金配分金により、支援を必要とする人たちに見舞金などを支給する。

- ・ 小川基金による見舞金支給

(故)小川一郎氏よりいただいた浄財を低所得世帯に見舞金として配分する。

- ・ 応急援護

災害救助法の適用に該当しない程度の災害・風水害・地震・その他

の自然災害による被災者または、町を通過する旅行者で早急に援護を必要とする者を救済する。

子どもの遊び場遊具の維持管理

横芝地区 3ヶ所の遊具の点検を行い、現状を維持する。

【福祉サービス利用支援】

地域福祉権利擁護事業

1. 福祉サービス利用援助、相談受付

在宅の高齢者や障がい者に、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理サービス、財産保全サービスなどの申請手続きや相談を行う。

【対象者】 在宅で生活している高齢者や障がい者で、利用に必要な契約内容を説明すれば理解できる方。

貸付事業

1. 生活福祉資金・高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金（老障資金）貸付相談、申請業務

県社協で行う生活福祉資金、老障資金貸付制度の利用相談、申請受付を行う。

2. 町福祉資金貸付

低所得世帯に対して資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に相談や貸付を行う。

3. 高額療養費及び高額介護サービス費貸付

低所得者の被保険者等が高額の療養費の支払が困難なとき、資金の貸付を行うことにより、その者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に相談や貸付を行う。

【高齢者及び障がい者日常生活支援事業】

日常生活支援事業

1．ふとん乾燥・丸洗いサービス

日常生活に支障のある高齢者、または身体障がい者（児）の寝具の定期的な乾燥サービスを行うことにより、保健衛生の向上と健康の保持増進を図る

【内 容】 丸洗い 年1回以内
乾燥消毒 月1回以内

【対象者】 高齢者及び障がい者で寝たきりの状態にある者

2．福寿会（デイサービス）

70歳以上のひとり暮らしの方を招待し、孤独感の解消と健康管理を行う。

【開催回数】 毎月1回

【内 容】 食事サービス・レクリエーション・健康相談など

3．紙おむつ支給サービス

在宅で高齢者、または障がい者（児）を介護している家族に紙おむつを支給することにより、介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ると共に、要介護者の在宅生活の継続・向上を図る。

【支給枚数】 1月あたり60枚

【対象者】 要介護1以上の者または心身障がい者（児）でおむつを必要とする者

4．配食サービス

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対し、お弁当を届けることにより、食生活の改善及び健康増進を図ると共に安否確認を行い、福祉の増進を図る。

【サービス回数】 一人 毎週1回

5．外出支援サービス

町の認定を受けた者に、外出支援用車両を使用する送迎サービスを提供し、医療機関への通院や社会参加への外出等を支援することで、外出に伴う家庭の負担を軽減し、もって福祉の向上に努める。

6．福祉カーの貸付

町内在住の高齢者、または心身障がい者（児）等の外出に使用する場合に、リフト付ワゴン車を貸し出し、社会参加促進と福祉の向上を図る。

7．地域活動支援センター（たんぼぼ）管理運営事業

心身に障がいがあり雇用されることが困難な15歳以上の者で、通所できる者に対し、設備を提供して作業を行うとともに生活指導を併せて行い、自立を助ける。

【対象者】 在宅の心身障がい者で、介護を要せず通所可能な15歳以上の者

【内容】 製品の仕上げ、EMボカシづくり及び販売、生活指導、レクリエーションへの参加

8．日常生活用具貸付

日常生活用具を貸し付けることにより、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資する。

【貸出品目】 車イス

【対象者】 一時的に貸出を必要とする者

9．声の広報サービス

ボランティアにより、町広報紙などをカセットテープに録音し、目の不自由な方や高齢者に届けるとともに公共施設等に置き、貸し出しを行う。また社会福祉協議会ホームページ上で音声サービスも行う。

テープ配置場所

上町郵便局・東陽郵便局・役場住民課・文化会館・町民会館・
町民サービスセンター・健康づくりセンター・図書館・
社会福祉協議会

【団体活動支援等】

福祉団体活動の推進

- ・老人クラブ活動支援

単位老人クラブ活動を推進するため老人クラブ連合会事務局として、同連合会事業の実施及び援助を行う。

- ・福祉団体等への助成金交付

日本赤十字社町分区事業の推進

- ・日本赤十字社社員募集（社資募集）
- ・赤十字奉仕団の育成

横芝光町戦没者追悼式（町共催）

【介護保険事業（公益事業）】

介護保険事業（公益事業）

1．居宅介護支援事業

在宅の要介護者等が介護保険の在宅サービスやその他サービスを適切に利用できるように、居宅サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等ケアマネジメントの充実を図る。